



令和7年1月27日

安全安心だより

令和6年度No.9

～児童の保護誘導要領について～

☆ 子どもたちを交通事故の被害から守りましょう

登下校中の子どもたちの列に車が突っ込むなど、全国で痛ましい事件・事故が発生する中で、多くの方が、子どもを交通事故から守るために保護誘導活動を行っています。当センターが松山市内の各小学校PTAを訪問した際、PTAの方々から、「どのように交通誘導をしたらいいかわからない。」といったご意見がありましたので、一般的な交通の保護誘導活動についてご紹介します。



保護誘導活動

1. 信号機のない横断歩道

(1) 立つ場所は、子どもが渡り始める側に立ち、車道や横断歩道上で子どもを待たせない。

- 横断旗を子どもの前に出して、子どもが飛び出さないようにします。
- 車の途切れ目をとらえ、車を停止させるために十分な距離があることを確認しましょう！



(2) 無理に車を止めようとしない。

- 横断旗などを活用し、旗を頭上に上げてドライバーに合図し、左右両方からの車が止まるのを確認してから、横断旗を車道側に出します。



(3) 横断旗を急に車道に出さない。車道には出ない。

- 車が完全に停止するのを確認し、すみやかに子どもを渡らせます。
- 横断する前に、子ども自身が安全を確認するように声をかけましょう。

(4) 車の陰から走ってくるバイクや自転車に注意しましょう！

2. 信号機のある交差点



(1) 信号機がある道路では、信号機に従って横断するよう誘導します。

- 信号のサイクル（青信号の長さ「秒数」）などを事前に確認しておきましょう。
- 信号を待たせる間は、子どもをなるべく車道から離れたガードレール等の構造物の陰等の安全なところで待機させましょう。

(2) 信号が青に変わったら…

- 信号の変わり目に進入してきた車が交差点に残っている場合もあるので、安全を確認します。
- 青信号で右左折してくる車に対し、横断旗などを頭上に上げて子どもの横断を知らせます。
- 信号が変わりそうなときは、早めに子どもを止めて、横断させないようにしましょう。
- 子どもを手招きしたり、急いで渡らせないようにしましょう。
- 自転車は動きが速く、停止に応じないことも考慮して注意しましょう。



(3) 見守り者の注意することは…

- 歩行者や自転車の通行の妨げになる場所や、看板や電柱の陰になる場所を避けて、通行する車やバイクの運転手からよく見える位置に立って誘導しましょう。
- 車道には出ないようにしましょう。
- 横断歩道では、車が進行して来る側に立ち、車に合図できるようにしましょう。
- 横断旗を動かすときは、子どもに当たらないよう、周囲の安全を確かめてから動作しましょう。

(4) 子どもを横断させるときは…

- 子どもはなるべくまとめて横断させましょう。
- 車の動きに注意し、ドライバーとのアイコンタクトなど、意思の疎通に心がけましょう。
- 雨の日は視野が悪く、車の停止距離が長くなるので注意しましょう。
- 協力してくれたドライバーに会釈するなど、感謝の気持ちを表すことが、思いやりの気持ちを広げることに繋がります。



（京都府警察：交通安全 子ども見守りハンドブック参照）

「子ども安全安心対策推進事業」に関するお問合せ～

教育支援センター事務所 安全・安心担当
電 話：089-943-3205
FAX：089-947-7911

～担当者のひとりごと～
寒い日が、続きますが、
明るい声掛けで気持ちが
温かくなるといいですね！